

「日本版eシール」に関する検討状況とサービス検討

2020年10月

株式会社帝国データバンク
業務推進部サービスサポート課
TDB企業コード：986700000
法人番号：7010401018377

- ※本文において株式会社帝国データバンクをTDBと省略しています。
- ※内容は、説明者の個人的見解であることをお断りいたします。
- ※内容は、TDBが実施することを保証するものではありません。

※本資料の一部、全部を問わず、株式会社帝国データバンクの承諾なく、引用・複製または第三者へ開示することを禁じます。
※本資料の画面および機能は、一部変更となる場合があります。
※個人情報の取り扱いについては、こちらをご覧ください ⇒ <https://www.tdb.co.jp/privacy>



TDBと提供サービス

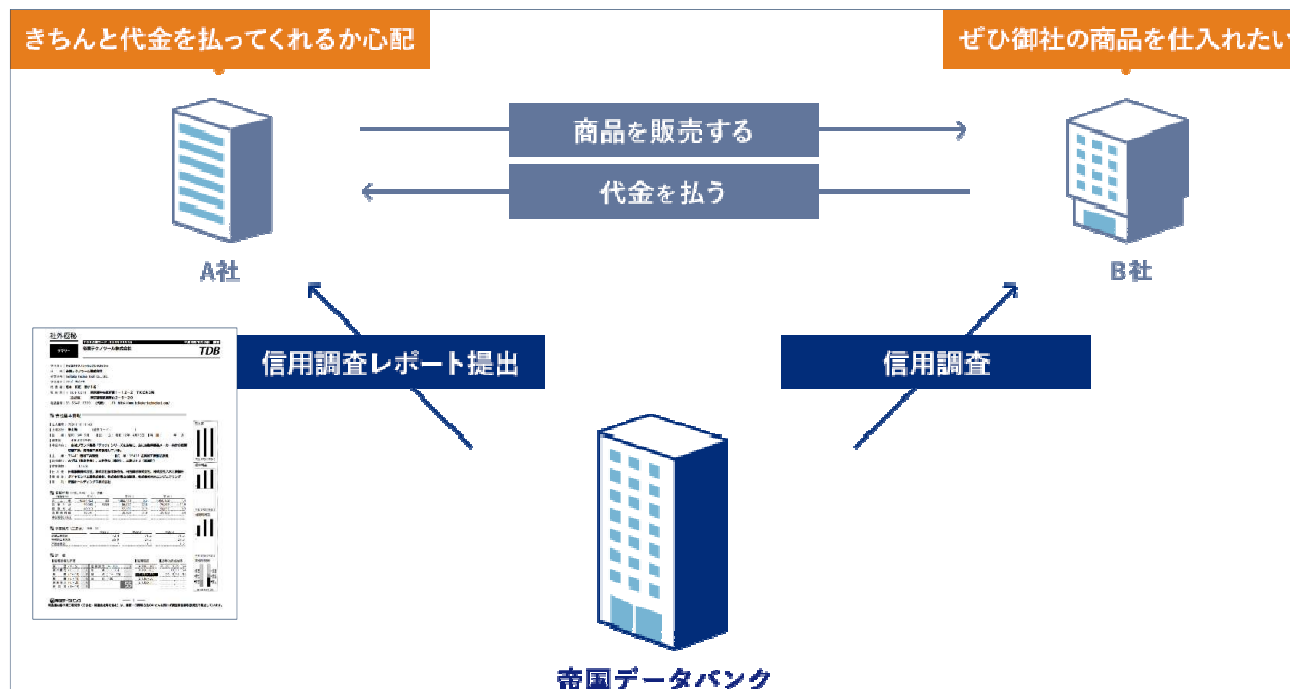
<TDB>

1900年創業以来「企業信用調査」を実施。全国1,700人の調査員が直接訪問し、企業の実在を確認（現地確認）。

<提供サービス：信用調査>

企業同士が取引にあたり相手を知るために行う調査。例えば、A社がB社の新規取引時に、B社の支払能力など情報が必要だが、A社がB社に対し詳細を質すのは難しい。

そこでTDBがA社に代わりB社を訪問、B社の経済状況情報（長所や技術力など「信用」裏付情報）を第三者として収集。B社の経営課題把握と同時に、課題解決施策や将来展望もヒアリングし、レポートをA社に提出。



- 1999年：インターネット上の「安全な電子商取引」の提供を目的として電子認証事業に参入。
- 2001年9月：国土交通省電子入札（試行運用）における唯一の電子認証局として電子署名法における特定認証業務の認定を取得した「電子入札用電子認証サービス」を開始（2003年3月末に完了）。
- 2003年2月電子署名法の認定を受けた「TDB電子認証サービスTypeA」を開始。
官公庁・地方自治体の電子入札、電子申告・納税、e-Govなど電子申請に対応
- 2006年7月BtoBにおける「電子契約」をはじめとした企業間の電子商取引において活用可能な「TDB DigiCert 電子認証サービスClass2」提供開始（電子署名法の特定認証業務）。
- 2016年12月「TDB電子認証サービスTypeA」にて法人番号の格納に対応。
- 2019年11月「TDB電子認証サービスTypeA」にて「電子委任状法」に対応。



1. 政府における「eシール」に関する検討状況概観
2. TDBが「発出」する電子データへのeシール付与
3. TDBが「確認」する電子データへのeシール付与
4. TDBが「想定」する電子データへのeシール付与

1.政府における「eシール」に関する検討状況概観

総務省「プラットフォームサービスに関する研究会」内「トラストサービス検討WG」における最終報告書において、以下①から③を継続検討することになり、②については令和2年4月から「組織が発行するデータの信頼性を確保する制度に関する検討会」が開催されている。

プラットフォームサービスに関する研究会 トラストサービス検討WG最終取りまとめにて、具体的なニーズと課題が顕在化しているタイムスタンプ、eシール、リモート署名について取組の方向性を提示。

現状・課題

取組の方向性

○データの存在証明・非改ざんの保証の仕組み(タイムスタンプ)

- ・ 民間の認定スキームの下で、一部の分野を除き、利用が十分に広がっていない。
→ 電子データと紙による保存を併存している実態があり、保存コストを要している。

① タイムスタンプ事業者に対する国としての認定制度を創設。

○組織の正当性を確認できる仕組み(eシール)

- ・ 請求書や領収書等について、企業が電子的に発行したことを簡便に保証する仕組みがない。
→ 企業内の業務や企業間の取引における電子化が進まず、業務効率化の妨げとなっている。

② eシールの認証事業者に対する国が一定程度関与した基準に基づく民間の認定制度を創設。

具体的な認定スキームについて本検討会を設置し検討

○人の正当性を確認できる仕組み(電子署名)

- ・ クラウドを活用したリモート署名など最新の技術に制度が十分に対応しきれていない部分が存在。
→ 電子署名の利用が伸びていない。
- ・ リモート環境で本人だけが安全に署名できるための技術的な要件について民間団体で検討中。

③ リモート署名について電子署名法上の位置づけを検討。

- 上記に加え、電子文書の送受信・保存について規定している法令との関係で有効な手段として認められるトラストサービスの要件を明示するよう、所管省庁への働きかけを行う。

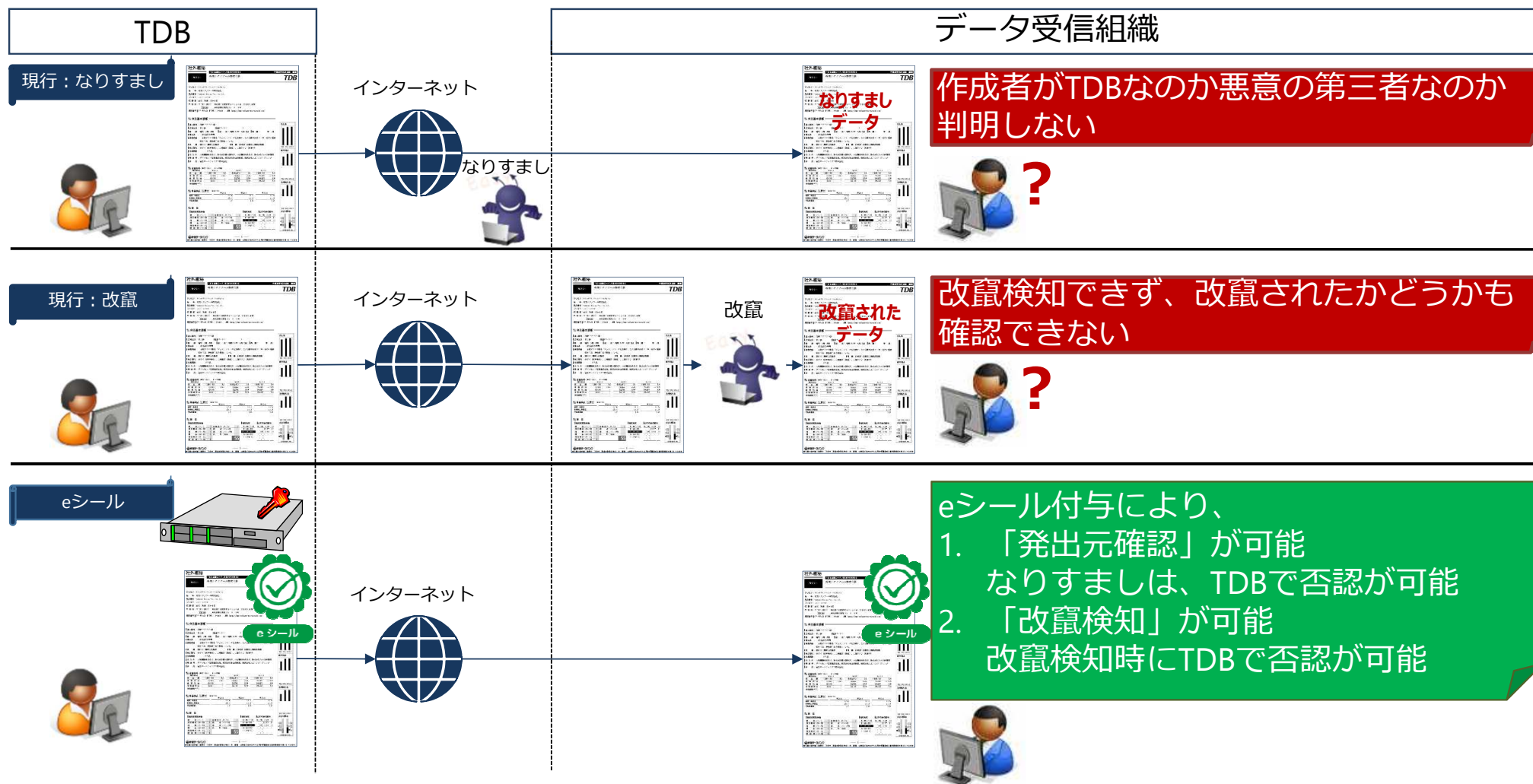
「組織が発行するデータの信頼性を確保する制度に関する検討会」

- 第1回：令和2年04月20日
- 第2回：令和2年05月27日
- 第3回：令和2年07月03日
- 第4回：令和2年08月03日
- 第5回：令和2年10月02日

※総務省「組織が発行するデータの信頼性を確保する制度に関する検討会」『資料1-2 組織が発行するデータの信頼性を確保する制度（eシール）について』を引用
Copyright © TEIKOKU DATABANK, LTD. All Rights Reserved.

2.TDBが発出する電子データのシーンと潜在するリスク

元データにeシールが付与されることで発出元確認および改竄検知が可能となり、データの信頼性向上を実現。



2.TDBが発出する電子データへのeシール付与:Part1

1. eシール付与対象 (想定)

- ① TDBがお客さまへインターネット納品する「調査レポート」
TDBがお客さまへインターネット納品するデータ
- ② APIを通じて提供するデータ (TXT、CSV)

2. 現状のリスク

A) なりすまし偽造

悪意の第三者がレポート体裁を悪用、なりすましてレポートを偽造


- 善意の第三者が、偽造レポートに基づき判断を誤り、被害を被る
- レポート対象社が、場合によっては業務を妨害され、被害を被る
- TDBは、在らぬ嫌疑がかけられ、本来不要な対処を余儀なくされる

B) 悪意の改竄

与信利用データが、与信判断する社内で改竄

- 改竄データに基づく誤った判断により、同社が被害を被る
- TDBは、在らぬ嫌疑がかけられ、本来不要な対処を余儀なくされる

<調査レポート (見本)>



社外極秘
TDB企業コード: 989999956 平成30年10月26日 曜日
サマリー 帝国テクノツール株式会社 TDB

フリガナ | アイホクテクノツールズ株式会社
商 号 | 帝国テクノツール株式会社
英文商号 | Teikoku Techno Tool Co., Ltd.
フリガナ | テイク トゥールズ
代 表 者 | 志水 和正 はか1名
所 在 地 | 〒104-0041 東京都中央区新富1-12-2 T Kビル3階
【登記地】 東京都港区南青山2-6-20
電話番号 | 03-5540-1309 (代表) URL: http://www.teikoku-technotool.com/

会社基本情報

法人番号: 7991111111140
上場区分: 未上場 (証券コード:)
創 業: 昭和 6年 9月 | 設 立: 昭和 12年 4月15日 | 再 開: 年 月
資本金: 400,000千円
事業内容: 自社ブランド製造「クック」シリーズを主軸に、主に自動車部品メーカー向けの超硬切削工具、特殊加工器具を製造している。【従 業: 35431 金属加工機部品製造
取引銀行: みずほ (東京中央)、三井住友 (愛知)、三菱UFJ (新富町)
従業員数: 175名
仕 入 先: 日通機械株式会社、株式会社藤本製作所、日吉鋼材株式会社、株式会社八木上鉄鋼所
得意先: ダイヤモンド工業株式会社、株式会社青山自動車、株式会社大次エンジニアリング
系 列: 帝国ホールディングス株式会社

業績推移 (単位: 千円) (1=当期)

	25.3	29.3	30.3			
売上高	4,584,423	3.0	4,882,410	6.5	4,950,128	1.4
営業利益	70,083	33.9	86,027	22.8	79,819	-11.9
経常利益	46,013	-	52,783	31.9	54,837	3.9
当期利益	18,541	-	28,169	51.9	29,128	3.4
平均株価(円)	-	-	-	-	-	-

事業構成 (主要分) (単位: %)

	28.3	29.3	30.3
超硬工具製造	72.4	71.2	71.5
特殊加工製造	25.9	27.3	27.3
不動産賃貸	1.7	1.5	1.2

評 価

信用実態別評価		信用程度	近年の評点推移				
業 績 (1~5)	9	企業活力 (4~19)	9	A (86~100)	28.929	5.4	
資本構成 (0~12)	6	知 識 (1~5)	-	B (68~80)	10.17	5.4	
規 模 (2~19)	9	社 員 (1~10)	-	C (50~65)	2.9	8.14	5.4
調 整 (0~10)	9	合 計 (100)	-	D (36~50)	-	-	-
資金状況 (0~20)	9			E (35以下)	-	-	-
評 価 (1~15)	9						

55

帝国テクノバンク
報告書内容の第三者開示 (子会社・関連会社等を含む) は、書面・口頭等方法のいかなる形も開かず調査報告書取扱規定で禁止しています。

2.TDBが発出する電子データへのeシール付与:Part2

3. eシール付与による実現と効果

A) データ受領側

- ▶ TDBが発出元と判明、仮にeシールが無ければTDB以外と判断が可能 (**発出元証明**)
- ▶ 改竄も検知可能、仮に改竄を検知すれば無効なデータと判断が可能 (**改竄検知**)

B) データ発出元

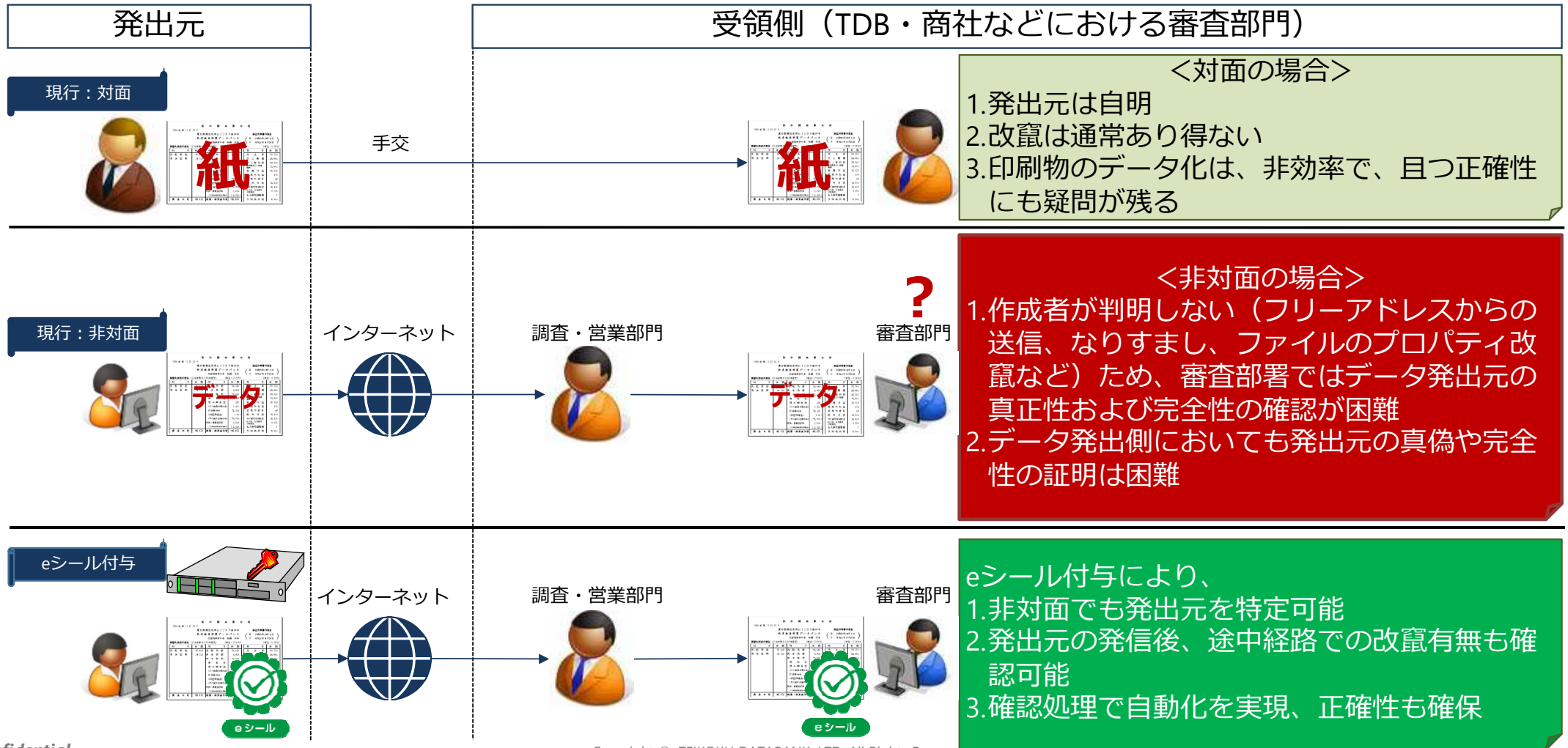
- ▶ 調査レポート作成者が、「TDBであること」を明示可能 (**発出元証明**)
仮にeシール未付与の場合は「TDB以外の偽造」であると主張が可能
- ▶ TDBが発出した以降に、改竄の形跡有無を明示可能 (**改竄検知**)
仮に改竄が検知されれば「TDB以外の第三者による改竄」であると主張が可能

4. eシールであることが望ましい理由

- 電子署名も以前に検討したが、発出データ（調査レポート、納品データ）は署名押印（意思表示）が不要であることから過剰性能と判断し、断念。発出元証明・改竄検知が可能なeシールは、現業に適すると思料
- 電子署名の検討において、自然人（担当者）が電子証明書に記載（格納）され、人事異動等により担当者でなくなった場合、電子証明書の失効、および新担当者での発行が必要で業務として煩雑となることも、断念した事由（eシールは、担当者変更を事由とする失効・発行が不要であることもメリット）

3.TDBが確認する電子データのシーンと潜在するリスク

元データにeシールが付与されることで、非対面のリスクを回避し、データの信頼性向上を実現。



3.TDBが確認する電子データへのeシール付与Part1

1. 企業などが発出する内容

- ① 会社法第440条に基づく公告
：貸借対照表の要旨（大会社は、貸借対照表・損益計算書）
- ② 会社が公知する内容
：会社案内、プレスリリース、新製品・サービス案内など
- ③ 民間機関が、第三者として公知する内容・特定者向けに発出する内容
：企業の保持する資格・免許・認定の公表など

2. 非対面のリスク

昨今のコロナ過により「対面から非対面の場面」が増加
以下のリスクも上昇

A) データ受領側

対面では問題では無かったことが、非対面ではリスク

- フリーアドレスからの発出、ファイルのプロパティ改竄など
- データの発出元に関する真正性・完全性確認が難しい

B) データ発出元（社内を含む）

発出側も、非対面ではデータの真正性・完全性証明が難しい

- 過去に、改竄データによる問題が多数発生（品質・検査・融資のデータなど）
- 改竄に因り、広範な関係先が被害を被り、最悪の場合は一般ユーザを巻き込み信用不安や甚大な被害も余儀なくされる

<決算公告（見本）>

第 34 期 決 算 公 告					
令和元年11月15日		東京都港区南青山2丁目5番20号		損益計算書の要旨	
		株式会社帝国データバンク		（自平成30年10月1日	
		代表取締役社長 後藤 信夫		至 令和元年9月30日）	
貸借対照表の要旨（令和元年9月30日現在）		（単位：百万円）		（単位：百万円）	
科 目	金 額	科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	50,448	流動負債	24,646	売上高	52,279
固定資産	54,723	固定負債	4,968	売上原価	28,996
		株主資本	72,828	売上総利益	23,282
		資本金	90	販売費及び一般管理費	12,962
		資本剰余金	201	営業利益	10,320
		（その他資本剰余金）	（201）	営業外収益	158
		利益剰余金	72,537	営業外費用	49
		（利益準備金）	（27）	経常利益	10,429
		（その他利益剰余金）	（72,509）	税引前当期純利益	10,429
		評価・換算差額等	2,728	法人税、住民税及び事業税	3,555
		（その他有価証券評価差額金）	（2,728）	法人税等調整額	7
資 産 合 計	105,172	負債・純資産合計	105,172	当期純利益	6,865

3.TDBが確認する電子データへのeシール付与Part2

3. eシール付与による実現と効果（非対面リスクの回避）

A) データ受領側

- 発出元が判明、仮にeシールが無ければ発出元以外と判断が可能（[発出元証明](#)）
- 改竄も検知可能、仮に改竄を検知すれば無効なデータと判断が可能（[改竄検知](#)）
- 真正性確認作業も、簡素化（或いは自動化）が可能（[業務効率化](#)）

B) データ発出元

- 発出元の明示が可能。仮にeシールが無ければ明確に否認が可能（[発出元証明](#)）
- 改竄が検知されれば「第三者による改竄」であると、主張が可能（[改竄検知](#)）。
- 真正性・完全性の明示が簡素化（或いは自動化）が可能（[業務効率化](#)）

4. eシール付与が望ましい理由

- 電子署名も活用方法としてあり得るが、発出データの特性上、署名押印（=意思表示）まで求められていないものと想定
（ただし、業法などによっては「電子署名=意思表示」が必要な場合も存在）
- 電子署名の場合、自然人（発出元の担当者など）が電子証明書に記載（格納）され、人事異動などにより担当者変更となった場合は、電子証明書の失効、および新担当者での発行が必要で業務は煩雑。eシールは、担当者変更による失効・発行が不要

4.TDBが「想定」する電子データへのeシール付与（2020年6月30日）

TDBは創業以来「企業の実在こそ安心できる取引の大前提」と考え、現地に赴き確認することを基本としてきました（現地現認）。デジタルの波が押し寄せた今日でも存在確認に基づく電子認証サービスを通じ安全性と利便性を兼備したビジネス環境の発展に寄与いたします。

1.eシール

「申請者が本人であること・実在していること」を厳密に確認しeシールを発行します。eシール利用により発出元組織と非改ざん性を同時確認可能とするとともに、印刷・郵送・再入力「時間・労力・コスト」の削減まで実現します。



2.サービスの考え方

電子データに対するeシールや電子署名の付与に関して、特定サービスに「閉じられた」環境とはせず、**統一基準のもと様々な事業者が連携・協業できる「開かれた」サービスを提供**することが、多くのお客さまの利便性向上につながり、ビジネスシーンにおけるペーパーレス化を促進すると考えます。eシールには識別子として国際標準規格に基づく発番機関が発行する「**法人番号**」「**TDB企業コード**」を格納し、発出元組織を容易に特定できる仕組みといたします。

登録規格	UN/EDIFACT 3055	ISO/IEC 6523-2	ISO/IEC 15459-2
運営機関	国際連合 (UN)	国際標準化機構 (ISO)	国際標準化機構 (ISO)
概要	電子商取引などデータ通信における授受の当事者を識別するための企業コード規格	電子商取引などデータ通信における授受の当事者を識別するための企業コード規格	輸送資材、貨物など物を識別するためのコードの一部で活用される企業コード規格
法人番号発番機関CD	402	0188	TAJ
TDB発番機関CD	311	170	VTD

3.サービスの基準

以下ポイントを重視したサービス基準を作成、当該基準のもと他社との連携・協業を目指します。

- ・法人（組織）に対する本人確認（TDB企業情報データベース：COSMOS2、および調査における「現地現認」を援用予定）
- ・eシール証明書プロファイル、民間認証制度（総務省「組織が発行するデータの信頼性を確保する制度に関する検討会」検討結果を採用予定）
- ・タイムスタンプの認定制度（総務省「タイムスタンプ認定制度に関する検討会」の検討結果を採用予定）
- ・リモート署名に関するガイドライン（日本トラストテクノロジー協議会『リモート署名ガイドライン』を参照予定）、統一されたAPI仕様

4.今後

他社との連携・協業を含め、検討・開発状況は、随時公表いたします。

弊社はネットワーク上の商空間においても
安全かつ健全な企業活動を支援します

- 当資料は現時点での一般的な情報に基づいて作成しており、その情報の正確性、完全性および適合性について保証するものではありません。
- 当資料により、貴社と弊社の間には何ら契約関係が発生するものではなく、弊社が法的な義務・責任を負うものではありません。
- 専門的知識や法律に係る問題については、貴社の顧問弁護士、税理士などの専門家にご相談ください。
- 当資料は著作権法と不正競争防止法上の保護を受けています。当資料の一部あるいは全部について、株式会社帝国データバンクから文書による承諾を得ずに、いかなる方法においても無断で複写、複製、ノウハウの使用、企業秘密の展開等を行うことは禁じられています。



法人番号：7010401018377

TDB企業コード：986700000

業務推進部サービスサポート課

電話：03-5775-3134（直通）

e-mail：ecinfo@tdb.co.jp